

令和2年第12回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和2年12月4日 開会

令和2年12月4日 閉会

令和2年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月4日（金）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（3）令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について  
て  
（4）農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長            それでは、ただいまから令和2年第12回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしくお願ひいたします。

会長                    あいさつ

事務局長            ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和2年12月4日    山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長            日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長                    それでは、これより令和2年第12回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は、全員です。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号11番古谷委員、議席番号12番井野委員の両委員を指名します。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

それでは、総会資料の4ページから8ページを御覧いただきたいと存じます。

通知のあった件数は7件でございます。

内訳といたしましては、利用権の賃貸借が4件、中間管理機構を通しての賃貸借が3件ございまして、それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。報告は以上でございます。

議長

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員

申請地区担当推進委員の鈴木でございます。

1号議案の案件でございますが、譲受人と譲渡人の方は御兄弟でございます。譲受人のほうが妹さんで譲渡人がお兄さんということです。高富となっておりますが、空港道路の成田蓮沼線を挟んで本柏、高富という感じの場所でございます。

それで、その成田蓮沼線ができた時点で、土地が引っかかって、名義変更がなかなかできないということで、法律上、17年から18年間構えないということで、それが明けまして、今に至っております。

譲受人が譲り受ける田んぼでございますが、きれいに耕作をされていまして、何ら問題がないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員からの補足説明等を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

補足説明につきましては、鈴木推進委員さんのほうから説明がありましたとおりでございます。現場を確認しましたが、問題はないと思われま。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件については満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の2について説明いたします。

この申請は売買による所有権移転です。

申請理由は、譲受人においては農業経営の拡大を、譲渡人にあっては、高齢で耕作する後継者がいないためです。

この農地は譲受人が持つ農地と隣接しておりまして、ここは七、八年、耕作していなかったようでございます。若干荒れていたようでございますが、譲受人が整備をして、現在では人参、その他作物が作付けてありました。

地元では何ら問題はございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番、高野です。

今、小川推進委員が申しましたように、問題ないと思います。譲渡人は畑の面積が3町歩ぐらい持っているんですけど、息子さんを40代で亡くしまして、今、施設に入所中で、3町歩のうち、この2,900㎡だけ畑が空いていて、他は隣近所の人が使っているわけです。

この空いているところを今まで人を頼んで、草が出ないように、うなってもらったんですが、経費がかかって、買手がいればということで、去年、相談受けたんです。そのときに、隣に隣接している人が、うちで買ってもいいよということで、買っていただいて、この人は中国野菜をつかって自家販売をしているそうです。年がいつていますが、中国野菜をつかって、一生懸命やりたいということです。

権利者につきましては、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可申請の全てを満たしております。よろしく御協議をお願いします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

**石橋推進委員**

申請地区担当推進委員の石橋です。

議案第1号の番号3について説明します。

この申請は、贈与による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては、申請地が譲受人の耕作地に隣接しているため、規模拡大を図れるため、取得を希望するものです。譲渡人にとっては、申請地を昨年、相続で取得したが、自宅から遠く管理が困難なため、譲受人に贈与することを希望するものです。譲受人は、取得した場合はネギ等を作付けする予定です。

説明は以上です。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員から補足説明等を求めます。

**高宮委員**

議席番号16番の高宮です。

ただいま石橋推進委員が申し上げたとおり、地区としても何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議よろしくお願いたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

**椎名推進委員**

地区担当推進委員の椎名です。

4番について御説明いたします。

今回は売買による所有権の移転です。譲渡人と譲受人においては同級生ということで話になりまして、今回の売買に至りました。問題はないかと思いますので、よろしくお願いたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員から補足説明等を求めます。

**齊藤委員** 議席番号6番の齊藤です。  
今、椎名推進委員さんの申しましたとおりでございまして、私も見に行きましたけれども、何ら問題はないと思われまして。  
よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。  
次に、議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

**椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。  
5番について御説明いたします。  
譲受人、譲渡人においては、耕作農地が隣接しているために、前々から農地の売買について話がありまして、今回の申請ということになりました。  
周りは大丈夫だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員から補足説明等を求めます。

**齊藤委員**

議席番号6番、齊藤です。

椎名推進委員さんが述べたとおりでございまして、何ら問題はないかと思われまます。

よって、権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号5について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

**布施推進委員**

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の番号6について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲受人は大手稲作農家でして、以前より賃貸で耕作している田んぼです。今回、譲渡人に頼まれまして、所有権移転ということになります。

何ら問題はないと思います。どうぞよろしく願います。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はないと思われま

す。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いをいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号6について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号7について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

第1号議案の7番について説明いたします。

譲渡人におきましては、両親が酪農家でありましたが、亡くなり、譲渡人が農家ができないということで困っていたところ、ちょうど2年ほど前から譲受人が近所で枝豆の無農薬野菜をやっておりまして、農地を探していたところ、売買によって所有権を移転しようという話になり、決まりました。

現在は譲受人は畑しかやっておりませんが、田んぼの所有者ということで、行く行くは田んぼをやりたいということです。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員から補足説明等を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。  
ただいま推進委員が申したとおりで、別段問題ございません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第1号、申請番号7について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

#### ◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。  
議案第2号、申請番号1について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号1について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

**齋藤推進委員**

地区担当推進委員の齋藤です。

第2号議案の1番について説明いたします。

譲渡人におきましては、環境的にも住宅の中の畑でありまして、耕作も大変しづらい場所であります。現状は道路に面しておりまして、左右、後ろ、全部住宅が建っております。このようなことから、転用につきましては何ら問題ないかと思えます。

以上です。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小川委員からの報告を求めます。

**小川委員**

議席番号10番の小川でございます。

今、齋藤推進委員からの説明があったとおり、代替性の検討、信用、資力、周辺の農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可を相当と思われまます。よろしくお願ひします。

**議長**

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

議長

日程第6、議案第3号、令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

利用権内容の説明に入る前に、今回から従前の利用集積計画とは一部変更になった箇所があり、説明をさせていただきます。

お手元にお配りしているカラーの両面の1枚刷りの資料を御覧ください。

令和元年11月からの改正農地バンク法の施行に伴い、農地中間事業の事務手続が簡素化され、市の集積計画のみで権利設定ができるようになる集積計画一括方式が創設されたところです。これにより、従来では集積計画と配分計画が必ず2本立ての手続をしていましたが、これからは受け手のマッチング相手が整っている場合は利用集積のみで中間管理機構を介しての貸借が可能となります。

実際に今回の議案で申し上げますと、利用権設定個人明細が39ページからございますが、めくっていただいて、41ページの一番下、番号33の方の一番右の備考の欄を御覧ください。受け手の名前が既に入っています。これが一括方式になります。

それでは、配分計画は、じゃあ、廃止なのかというと、そうではなくて、受け手側だけの解約ということもあり得ますので、再配分という形で、今までどおり、今回の議案にもありますが、配分計画の中で行っていくことになります。

以上のことを踏まえ、利用権の概要説明に入らせていただきます。

議案第3号について、説明する。

（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細番号1及び2について採決しますが、この案件は議席番号17番鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長 それでは、所有権移転個人明細番号1及び2について、一括して採決します。本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。  
鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

議長 次に、所有権移転個人明細番号3、4及び5について一括して採決します。本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号1から33及び番号35から45を一括して採決します。本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認するこ

とに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号34を採決しますが、この案件は議席番号14番今関委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により今関委員の退室を求めます。

(今関委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人明細の番号34について採決します。本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

今関委員の入室を許します。

(今関委員入室)

---

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画設定等個人別明細、番号1、2及び3について、一括して採決します。本件について、原案のとおり意見を付すことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

---

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、番号1について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

番号1について説明させていただきます。

新規です。新規ですが、以前よりも水稻を中心に秋冬ネギを栽培していきまして、これからは規模を拡大してやっていき

たいそうです。どうぞよろしく申し上げます。

**議長** 次に、番号2について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

**高橋推進委員** 地区担当推進委員の高橋です。  
番号2について説明いたします。  
新規です。妻と後継者夫婦4人で、今、水稻、露地野菜の複合経営を行っております。これからも4人、力を合わせて、水稻、ネギ、ソラマメ等を栽培するということですので、よろしく申し上げます。

**議長** 次に、番号3及び4について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。  
番号3について説明いたします。  
更新です。主要作物は人参、トマト、スイカで、両親と3人で施設・野菜を中心に水稻と複合経営を行っております。今後の規模の拡大の計画はありませんが、主力のスイカ栽培は経費が高いため、今後、春人参に変えていくことで経営の安定化を目指していきます。よろしくお願いたします。

続きまして、番号4について説明いたします。

この方も更新です。主要作物は人参、トマト、水稻です。両親と妻と4人で野菜主体の経営を行っております。今後は両親が高齢になるので、臨時の雇用を増やして、家族労働力の軽減を図って、安定した経営を目指します。よろしくお願いたします。

以上です。

**議長** 次に、番号5について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

**小川推進委員** 地区担当推進委員の小川です。  
番号5の説明をさせていただきます。  
更新です。養豚一貫で、繁殖成績の向上と出荷頭数の増加

において生産性の向上を図りたいと申しております。また、養豚ですので、周りの汚染とか、そういう問題がありますけれども、それは私と常に話し合いながら、処理とか相談しながらやっておりますので、いまだ何ら周りからの苦情はありません。どうかよろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1から5について、一括して採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎その他

**議長** 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

---

◎閉 会

**議長** なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は1月5日火曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、御参集、お願いいたします。ありがとうございました。